

平成 30 年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名称	浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設	
指定管理者	名称	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団
	代表者	理事長 竹中 弘忠
	住所	浜田市黒川町 4175 番地
モニタリングの実施方針・方法等	<p>本施設の管理運営業務の確認に当たっては、事業報告書、指定管理者へのヒアリング等により適否を検証する方法で実施し、労働条件に関しては、労働条件チェックリストに沿って書類を確認する方法で実施しました。</p> <p>その後、「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」等を記入しました。</p>	
担当部署 (問合せ先)	部署名	浜田市教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興係
	電話番号	0855-25-9721
	E-mail	manabi@city.hamada.lg.jp

■ モニタリングの総合コメント

三隅中央公園運動施設は、野球場、テニスコート、陸上競技場、多目的広場、屋内プール・多目的運動場、トレーニングルーム、会議室等からなる施設で、田の浦公園運動施設は、青少年広場ソフトボール場、バースハウス、オートキャンプ場からなる施設です。双方とも幼児から高齢者まで幅広く多くの方に利用され、浜田市のスポーツ振興における重要な役割を担っています。

常に利用者が安全で安心して利用できる健康増進・生涯スポーツの拠点・憩いの場として積極的に PR を行い利用拡大に努めています。

屋内プール（アクアみすみ）では、岡見スポーツセンター及び三隅中央会館多目的研修集会施設の受付、利用料金の徴収、施設管理等の窓口を担っています。

また、幅広い年齢層のニーズに対応した自主事業を実施し、サービスの向上に努めており、今後も健康づくりに貢献できる事業を継続し、創意工夫しながら利用者が安全で安心して利用できるよう引き続き努めていきたいです。

以上のことから総合的に判断し「優秀」と評価します。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

屋内プールは高い稼働率を維持していますが、築後 20 年が経過し、施設の老朽化が進んでいるので、修繕や機器の更新が必要となっています。

今後も当該施設の役割を十分に認識し、安全で快適な管理運営に努め、利用者の満足度の向上を図る必要があります。

少子・高齢化や利用者の価値観が多様化する中で、集客増を図ることは容易ではありませんが、利用者増、収益増を目指した取り組みが求められます。

引き続き意見箱を活用し、利用者から寄せられた意見等があれば、前向きに取り入れていただきたいです。

■個別評価

I 基本的な考え方
① 目的、公平性、効果等への所見
<p>健康増進とスポーツの推進を目的に、多くの方に喜んで利用していただけるようなイベントの企画や、会員募集チラシ配布などによる利用者拡大に努めています。</p> <p>利用者が安全に安心して快適に利用できるよう、施設の設備や備品等の保守点検を重要視し、環境整備やサービスの提供に努めるとともに、公平な利用の確保に努められていることが認められます。</p>
II 業務内容
① 事業への具体的取り組み方について
<p>幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象とした各種スポーツ教室や講習会等を開催することによって、市民の健康づくりや体力づくりを推進するとともに、市民のスポーツの普及・発展に積極的に取り組んでいます。</p> <p>自主事業として、水泳、エアロビクス等、延べ21の教室を開催されました。</p> <p>また、碧い石見の芸術祭とも連携し、石州和紙うちわアートの展示もロビーで開催し芸術文化の振興にも寄与しました。</p> <p>今後も引き続き、利用者のニーズを把握し、魅力ある事業を展開していくことを期待します。</p>
② 施設の運営体制や組織について
<p>常勤職員5人（正規雇用職員3人うち施設責任主任1人、嘱託職員1人、臨時1人）、パート雇用職員4人（公園草抜）を配置しています。</p> <p>労働管理については、適正に行われています。</p>
③ 適切な事務や経理について
<p>条例及び規則等の法令を遵守するとともに、適正な事務手続きがされています。経理面においても、総務経理正規職員により、事業団専任の税理士と連携しながら適正に処理されています。</p>
④ 安全管理、情報管理、緊急時等の対応について
<p>危機事案発生時の危機管理対応マニュアル（緊急時、防災時の対応等）や緊急連絡網等が整備されており、防火管理者の配置や消防計画の届出を消防へ行うとともに、消防署立会のもと、誘導・消火・通報等の避難訓練を実施しています。石州和紙会館・石正美術館との合同防災訓練も実施しました。</p> <p>普通救急救命講習（AED）、プール安全管理講習会、衛生管理者講習会、危機・リスク管理研修等の各種講習会を受講するとともに、緊急時の連絡対応に係る意思統一や、施設・設備の安全点検も適切に実施されています。</p>
⑤ その他業務内容について
<p>利用者の出したごみの持ち帰りをお願いしており、ごみの減量化に努めています。</p>

ます。また、施設から発生する廃棄物の抑制に努め、可能な限りリサイクルするなど、廃棄物の適正処理にも心がけています。

※ 「施設概要及び実績報告書」は別紙のとおり

〔別紙〕

施設概要及び実績報告書

1 施設概要

施設名	浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設		
所在地	浜田市三隅町古市場 532 番地 外		
開設年月	昭和 59 年 3 月（三隅中央公園）、平成元年 3 月（田の浦公園）		
設置条例	浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設条例		
設置目的	スポーツの振興及び文化の向上を図り、市民の心身の健全な発達に寄与する。		
施設の概要	三隅中央公園	用途	①野球、ソフトボール ②テニス、ソフトテニス ③陸上、サッカー、ウォーキング ④多目的広場 ⑤プール、トレーニング等
		敷地面積	①13,396 m ² ②3,500 m ² ③18,700 m ² ④12,000 m ² ⑤2,905 m ²
		延床面積	① — ② — ③184 m ² ④ — ⑤2,957.32 m ²
		施設内容	①中堅 110m、両翼 87m、夜間照明あり。観覧席 500 人収容、屋外便所 1 棟 ②砂入り人工芝テニスコート 4.5 面(うち練習用コート半面)、屋外便所 1 棟 ③400mトラック 8 コース、走幅跳び、走高跳び、三段跳び、砲丸投げ施設各 1 箇所、観覧席 200 人収容、放送室、小会議室、倉庫、本部室、器具室、屋外便所 1 棟 ④多目的広場(114m×79m)約 9,000 m ² 、屋外便所 1 棟 ⑤室内温水プール(一般用 25m×6 コース、幼児用プール 4m×10m、ジャクジープール 4～6 人用、観覧席固定 108 席、監視室、更衣室、シャワー室、採暖室、器具庫、機械室)、多目的運動場(18m×30m、540 m ² 、エアロビクス、柔道、剣道、卓球、バドミントン、軽スポーツ利用、観覧席可動 100 席、更衣室、シャワー室、準備室、器具庫)、管理諸室(事務室、医務室、リラクゼーションルーム、トレーニングルーム(トレーニングマシン 15 台)、ホール、倉庫) 公園駐車場 271 台収容
		事業内容	・専用使用（学校開放）・一般開放 ・スポーツ教室 （水泳、トレーニング、エアロビクス等）

田の浦公園	用途	・その他、設置目的を達成するために必要な業務 ①野球、ソフトボール ②トイレ、シャワー ③キャンプ
	敷地面積	①8,500㎡ ②212.5㎡ ③6,750㎡
	延床面積	① — ②190㎡ ③ —
	施設面積	①ソフトボール場（1面、中堅・両翼68.58m）、 屋外便所1棟 ②2棟シャワー室（温水コインシャワー）、更衣室、屋 外便所3棟 ③16区画芝生サイト、AC電源コンセント付、炊事棟、 トイレ棟、シャワー棟（温水コインシャワー） 公園駐車場168台収容
	事業内容	・専用使用 ・一般開放 ・その他、設備目的を達成するために必要な業務

2 運営実績

(1) 三隅中央公園内屋内プール（アクアみすみ）

項目		H29 実績	H30 計画	H30 実績	
屋内プール	開館日数	308 日	308 日	308 日	
	開館時間	日曜日	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
		火～金曜日	13:00～21:00	13:00～21:00	13:00～21:00
		土曜日	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00
		月曜日を 除く祝日	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00
多目的運動場、 健康相談室、 リラクゼーシ ョンルーム、 トレーニング ルーム	開館日数	357 日	357 日	357 日	
	開館時間	日・月曜日	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
		火～土曜日	9:00～21:00	9:00～21:00	9:00～21:00

(2) 三隅中央公園

項目		H29 実績	H30 計画	H30 実績
開館日数		357 日	357 日	357 日
開館時間	野球場、テニス 場、陸上競技場、 多目的広場	6～8 月	6:00～23:00	6:00～23:00
		上記以外	7:00～21:30	7:00～21:30

(3) 田の浦公園

項 目		H29 実績	H30 計画	H30 実績	
青少年研修広場 ソフトボール場	開館日数	357 日	357 日	357 日	
	開館時間	6 月～8 月	6：00～23：00	6：00～23：00	6：00～23：00
		上記以外	7：00～21：30	7：00～21：30	7：00～21：30
バースハウス	開館日数	92 日	92 日	92 日	
	開館時間	終日	終日	終日	
オートキャンプ場	開館日数	365 日	365 日	365 日	
	開館時間	終日	終日	終日	

3 利用実績

(1) 三隅中央公園内屋内プール（アクアみすみ）

項 目		H29 実績	H30 計画	H30 実績
室内プール	延べ利用者数	52,910 人	53,500 人	51,349 人
	利用料金収入	6,204,360 円	6,400,000 円	6,020,520 円
多目的運動場	延べ利用者数	5,732 人	5,800 人	5,802 人
	利用料金収入	150,500 円	160,000 円	184,170 円
トレーニングルーム	延べ利用者数	6,804 人	7,500 人	8,023 人
	利用料金収入	1,181,440 円	1,400,000 円	1,449,180 円
健康相談室 (リラクゼーションルーム)	延べ利用者数	3,160 人	3,200 人	3,556 人
	利用料金収入	28,380 円	40,000 円	25,260 円
計	延べ利用者数	68,606 人	70,000 人	68,730 人
	利用料金収入	7,564,680 円	8,000,000 円	7,679,130 円

(2) 三隅中央公園

項 目		H29 実績	H30 計画	H30 実績
野球場	延べ利用者数	4,170 人	4,200 人	4,877 人
	利用料金収入	423,630 円	440,000 円	519,210 円
陸上競技場	延べ利用者数	5,374 人	5,500 人	11,009 人
	利用料金収入	15,120 円	15,000 円	151,200 円
テニスコート	延べ利用者数	1,594 人	1,700 人	1,822 人
	利用料金収入	215,600 円	230,000 円	234,460 円
多目的広場	延べ利用者数	17,440 人	18,000 人	14,296 人
	利用料金収入	165,510 円	165,000 円	162,270 円
計	延べ利用者数	28,578 人	29,400 人	32,004 人
	利用料金収入	819,860 円	850,000 円	1,067,140 円

(3) 田の浦公園

項 目		H29 実績	H30 計画	H30 実績
青少年研修広場 ソフトボール場	延べ利用者数	5,656 人	6,000 人	5,000 人
	利用料金収入	14,850 円	15,000 円	11,610 円
バースハウス	延べ利用者数	680 人	1,500 人	1,035 人
	利用料金収入	135,600 円	250,000 円	207,000 円
オートキャンプ 場	延べ利用者数	799 人	1,000 人	801 人
	利用料金収入	560,520 円	600,000 円	670,680 円
計	延べ利用者数	7,135 人	8,500 人	6,836 人
	利用料金収入	710,970 円	865,000 円	889,290 円

(4) 3 施設の合計

項 目		H29 実績	H30 計画	H30 実績
延べ利用者数	合計	104,319 人	107,900 人	107,570 人
利用料金収入	合計	9,095,510 円	9,715,000 円	9,635,560 円

4 収支実績

(1) 三隅中央公園内アクアみすみ管理運営事業関係

(単位：円)

収入

項目	H29実績	H30計画	H30実績
指定管理料	36,288,000	36,288,000	36,288,000
自主事業収入	12,304,150	12,403,000	12,216,400
販売事業収入	227,850	250,000	225,750
利用料金収入	7,564,680	8,000,000	7,679,130
受取利息収入	0	1,000	30
雑収入	405,202	380,000	496,185
収入計 (A)	56,789,882	57,322,000	56,905,495

支出

項目	H29実績	H30計画	H30実績
人件費	26,102,763	26,058,000	25,734,692
役員報酬	777,398	924,000	904,310
給料手当	17,713,588	18,196,000	15,095,820
臨時雇賃金	3,777,928	3,213,000	6,153,315
福利厚生費	3,533,849	3,575,000	3,419,247
報償費	300,000	150,000	162,000
管理費	23,376,686	23,575,000	24,415,504
旅費交通費	0	127,000	147,680
消耗品費	718,237	750,000	909,092
修繕料	2,072,281	1,000,000	1,217,894
燃料費	86,659	92,000	48,261
印刷製本費	417,138	582,000	301,273
薬剤費	791,618	814,000	755,493
光熱水費	11,491,487	12,000,000	12,147,582
通信運搬費	288,261	265,000	282,231
保険料	151,730	182,000	218,400
広告料	54,000	83,000	54,000
手数料	120,475	169,000	135,947
委託料	4,473,871	4,619,000	4,442,767
使用料及び貸借料	1,202,924	1,272,000	1,430,431
負担金	0	70,000	74,856
租税公課費	1,497,005	1,450,000	2,249,597
雑費	11,000	100,000	0
販売事業費	202,000	250,000	200,208
自主事業費	7,309,263	7,439,000	7,540,444

支出計 (B)	56,990,712	57,322,000	57,890,848
収支差引 (A-B)	▲200,830	0	▲985,353

(2) 三隅中央公園管理運営事業関係

(単位：円)

収入

項目	H29実績	H30計画	H30実績
指定管理料	7,773,000	7,773,000	7,773,000
利用料金収入	819,860	850,000	1,067,140
雑収入	367,430	91,000	88,074
収入計 (C)	8,960,290	8,714,000	8,928,214

支出

項目	H29実績	H30計画	H30実績
人件費	3,284,197	3,376,000	3,339,161
賃金	3,262,290	3,345,000	3,327,080
福利厚生費	21,907	31,000	12,081
管理費	5,678,936	5,338,000	5,730,054
消耗品費	507,858	602,000	527,857
修繕料	313,880	300,000	399,892
燃料費	0	20,000	0
印刷製本費	0	257,000	110,160
光熱水費	4,103,752	3,372,000	3,896,846
保険料	293,390	218,000	176,070
委託料	126,591	132,000	126,591
使用料及び貸借料	109,075	150,000	119,751
手数料	0	1,000	108
租税公課費	224,390	286,000	372,779
支出計 (D)	8,963,133	8,714,000	9,069,215

収支差引 (C-D)	▲2,843	0	▲141,001
------------	--------	---	----------

(3) 田の浦公園管理運営事業関係

(単位：円)

収入

項目	H29実績	H30計画	H30実績
指定管理料	2,552,000	2,552,000	2,552,000
利用料金収入	710,970	865,000	889,290
収入計 (E)	3,262,970	3,417,000	3,441,290

支出

項目	H29実績	H30計画	H30実績
管理費	3,675,555	3,417,000	4,119,593
消耗品費	129,492	100,000	36,192
修繕料	156,773	150,000	251,100
光熱水費	903,385	804,000	1,119,314
保険料	51,750	54,000	51,750
広告料	0	44,000	0
使用料及び貸借料	558,453	350,000	797,821
委託料	1,785,996	1,833,000	1,785,996
手数料	0	1,000	162
租税公課費	89,706	81,000	77,258
支出計 (F)	3,675,555	3,417,000	4,119,593

収支差引 (E-F)	▲412,585	0	▲678,303
------------	----------	---	----------

(4) 3施設の合計

項目	H29実績	H30計画	H30実績
収入合計	69,013,142	69,453,000	69,274,999
支出合計	69,629,400	69,453,000	71,079,656
収支差引	▲616,258	0	▲1,804,657

※収支差引がマイナスであるため、市への返還金はありません。

(差引き利益が生じた場合は、その額の60%を市へ納付します。)